

○大和市ホームタウンチームの認定等に関する要綱

平成27年3月31日告示第72号

大和市ホームタウンチームの認定等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に活動の拠点を置き、広く市内外での活躍が期待できるスポーツ団体を大和市ホームタウンチーム（以下「ホームタウンチーム」という。）として認定し、支援を講じることにより、スポーツの推進による効果的なまちづくりを図るとともに、本市の良好な都市イメージの構築、発信その他のシティセールスに関する活動の推進に資することを目的とする。

(認定の対象)

第2条 ホームタウンチームとして認定の対象となるスポーツ団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、いずれかの要件を満たしていない場合でも、認定の対象とすることができます。

- (1) 本市の良好な都市イメージの構築、発信その他のシティセールスに関する活動に賛同し、協力する意思があること。
- (2) 市内に活動の拠点があること。
- (3) 日本のトップレベルのリーグに属していること又は県域を越えた広域のリーグに属し、将来的にトップレベルのリーグでの活躍が期待できること。
- (4) チーム名に大和市又はこれに類する名称を付していること。
- (5) 積極的に市民交流、地域貢献等を行っていること。
- (6) 年齢が18歳以上の者を主たる構成員とすること。

(ホームタウンチーム審査会)

第3条 ホームタウンチームの認定を公正かつ公平に実施するため、ホームタウンチーム審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、5人以内とする。

3 審査会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 次条に規定する申出書等の審査に関する事務。
- (2) 審査結果の市長への報告に関する事務。
- (3) その他ホームタウンチームの認定に関し必要な事務

4 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(認定の申請)

第4条 ホームタウンチームとして認定を受けようとするスポーツ団体（次条において「申請団体」という。）は、大和市ホームタウンチーム認定申請書に活動状況書を添えて、市長に提出するものとする。

(認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査会に当該申請の内容について審査をさせ、審査会からの当該審査結果の報告を踏まえ、ホームタウンチームの認定の可否を決定する。

2 前項の場合において、市長は、申請団体をホームタウンチームとして認定するときは、大和市ホームタウンチーム認定証を申請団体に交付するものとする。

(認定の期間)

第6条 ホームタウンチームの認定の期間は、認定の日から1年間とする。ただし、再認定を妨げな

い。

(ホームタウンチームの責務)

第7条 ホームタウンチームは、次に掲げる活動を実施するよう努めるものとする。

- (1) 本市の良好な都市イメージの構築、発信その他のシティセールスに関する活動
- (2) 新たなコミュニティを創出し、市民の一体感及び誇りを醸成させることに関する活動
- (3) 地域の活性化に関する活動
- (4) 競技人口及び観戦人口の拡大等スポーツへの関心を向上させることに関する活動
- (5) その他スポーツの推進によるまちづくりに関する活動

(市の支援)

第8条 市長は、ホームタウンチームの活動状況に関する広報その他の必要な支援を行うものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、ホームタウンチームが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) ホームタウンチームとして著しく不適当な行為があると認めたとき。
- (2) ホームタウンチームから認定の辞退の申出があったとき。
- (3) その他市長が認定を取り消すことが相当であると認めたとき。

(様式)

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市ホームタウンチーム認定申請書	第4条
第2号様式	活動状況書	第4条
第3号様式	大和市ホームタウンチーム認定証	第5条